

飼養衛生管理基準

- **飼養衛生管理基準**とは、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関して家畜の所有者が**遵守すべき基準**のこと。農林水産大臣が基準を定め、家畜の所有者に対し、遵守を義務付け。
- **家畜の所有者**は、毎年、飼養衛生管理の遵守状況を都道府県知事に**報告**。
- **都道府県**は、**立入検査等**により遵守状況を確認。

飼養衛生管理基準とは

●家畜伝染病予防法（抄）

(例)

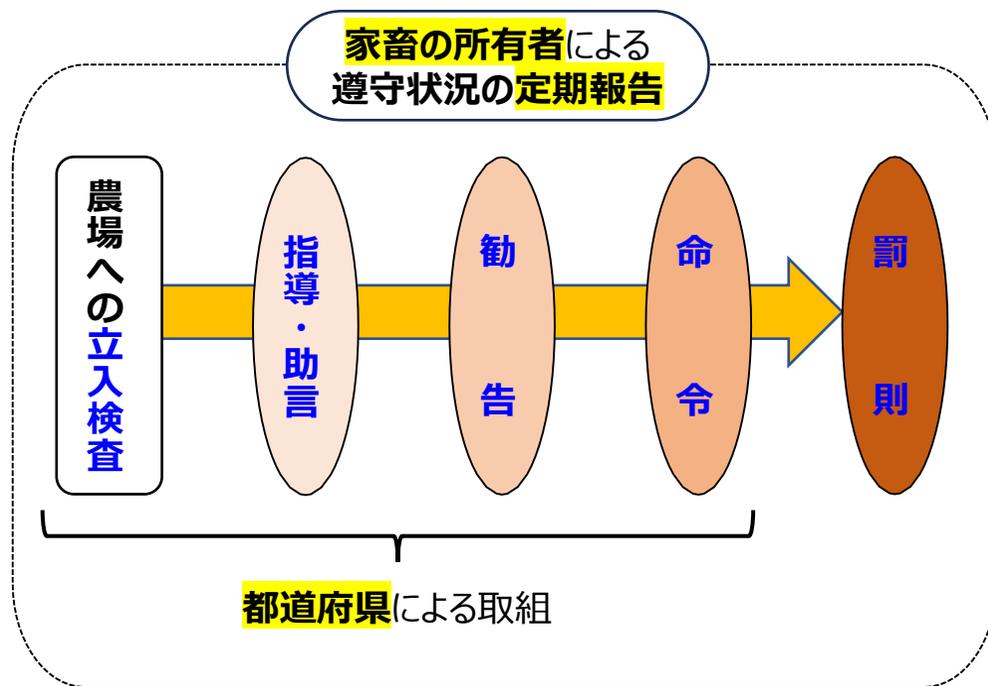
- ✓ 農場関係者向け**マニュアル**の作成
- ✓ **衣服・靴の交換・消毒**
- ✓ **野生動物**の侵入防止対策
- ✓ 異状発見の際の**早期通報**

(飼養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該**家畜の飼養に係る衛生管理**（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の**方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準**（以下「**飼養衛生管理基準**」という。）を定めなければならない。

- 飼養衛生管理基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 当該**家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項**
 - 衛生管理区域への家畜の伝染性疾患の病原体の侵入の防止の方法**に関する事項
 - 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾患の病原体による汚染の拡大の防止の方法**に関する事項
 - 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾患の病原体の拡散の防止の方法**に関する事項
 - （略）
- 飼養衛生管理基準が定められた**家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。**
- 4・5 （略）

遵守徹底を図る仕組み

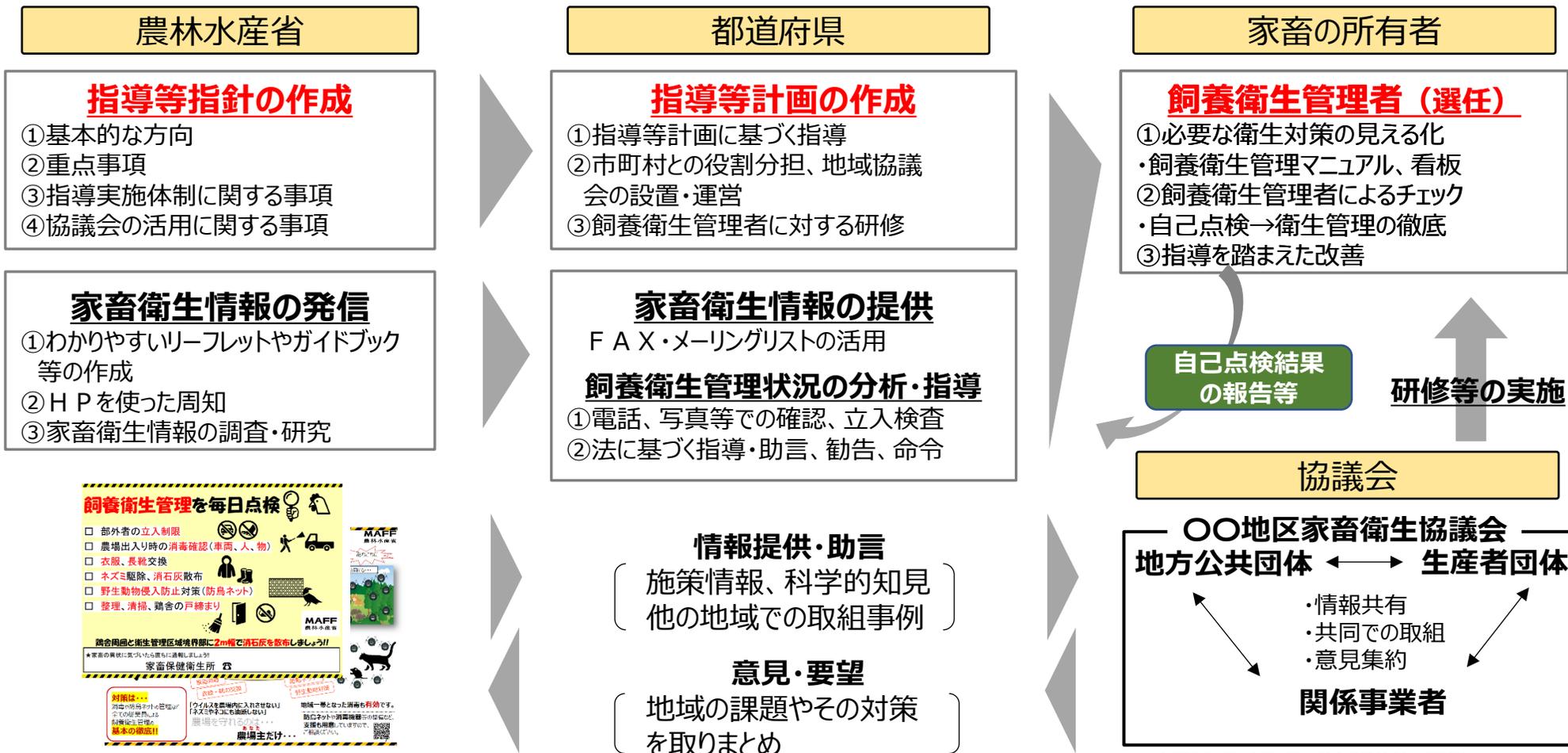


※命令に従わない場合は**公表**。

※飼養衛生管理基準を**不遵守の場合**、家畜伝染病の発生時には、**手当金等が減額**される可能性。

都道府県による指導の高位平準化

- 都道府県による指導のばらつき解消・高位平準化を図るため、令和2年の法改正により、国が飼養衛生管理指導等指針を、県が同指針に即して飼養衛生管理指導等計画をそれぞれ作成し、計画的な指導を行う制度を措置。
- 合わせて、衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任することを義務付け。



※都道府県・市町村の地域単位等で開催

家きんの飼養衛生管理基準

- 家きんの飼養衛生管理基準では、①人・物・車両によるウイルスの持込防止や②野生動物対策がポイント。
- 特に大規模農場については、その家畜の管理に多数の従事者が関わる中、必要な衛生水準を確保するため、令和3年の基準改正により、畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置や事前の発生対応計画の策定等を上乘せで規定。

家きんの飼養衛生管理基準の主なポイント

人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ✓ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗淨・消毒の徹底
- ✓ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ✓ 上記措置の記録 等



家きん舎専用の靴の使用



家きん舎ごとの消毒



出入りの最小限化

野生動物対策

- ✓ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ✓ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ✓ 上記措置の定期点検 等



壁等の破損の修繕



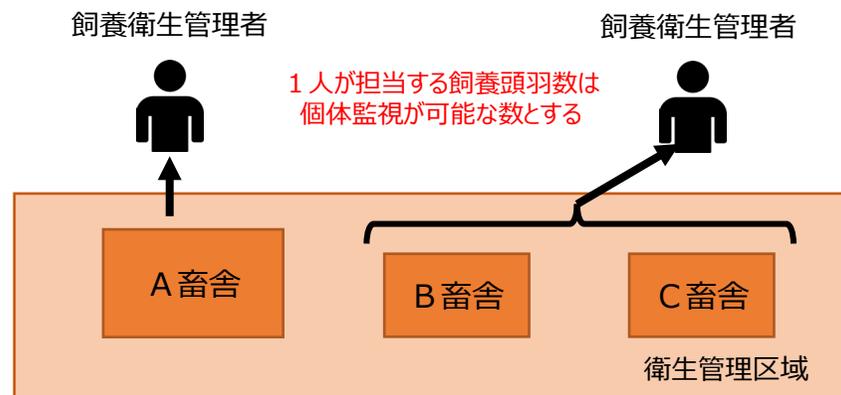
家きん舎周囲の整理整頓



周辺の樹木の剪定

畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

- 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け
- 同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定（鶏は10万羽、豚は3千頭（ただし、肥育豚は1万頭））



事前の発生対応計画の策定

- 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者（概ね20万羽以上飼養）は、発生に備えた対応計画を策定することを義務付け

【発生に備えた対応計画における記載事項】

- ・農場概要・農場内の動線図
- ・農場内で防疫作業に必要な人員
- ・農場内で使用する資材・機材
- ・防疫作業手順（埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等）

ウイルスが侵入し得る「隙」

- 飼養衛生管理の基本は、農場に病原体を持ち込まないこと。農場の「隙」を埋める不断の取組が重要。
- 野鳥・野生動物の侵入・誘引防止など従来の対策に加え、直近の発生事例を踏まえた対策強化も必要。

金網や防鳥ネット等の
破損



×小動物が開けたと考えられる穴

集卵ベルトや鶏糞排出口の
隙間



○防鳥ネット・カバーの設置

堆肥舎での卵や廃鶏の
放置による野鳥の誘引



×廃棄卵の放置

鶏舎周辺の野鳥の
住处等の存在



×農場周辺から飛来するカラス

外部作業者の
消毒の不徹底



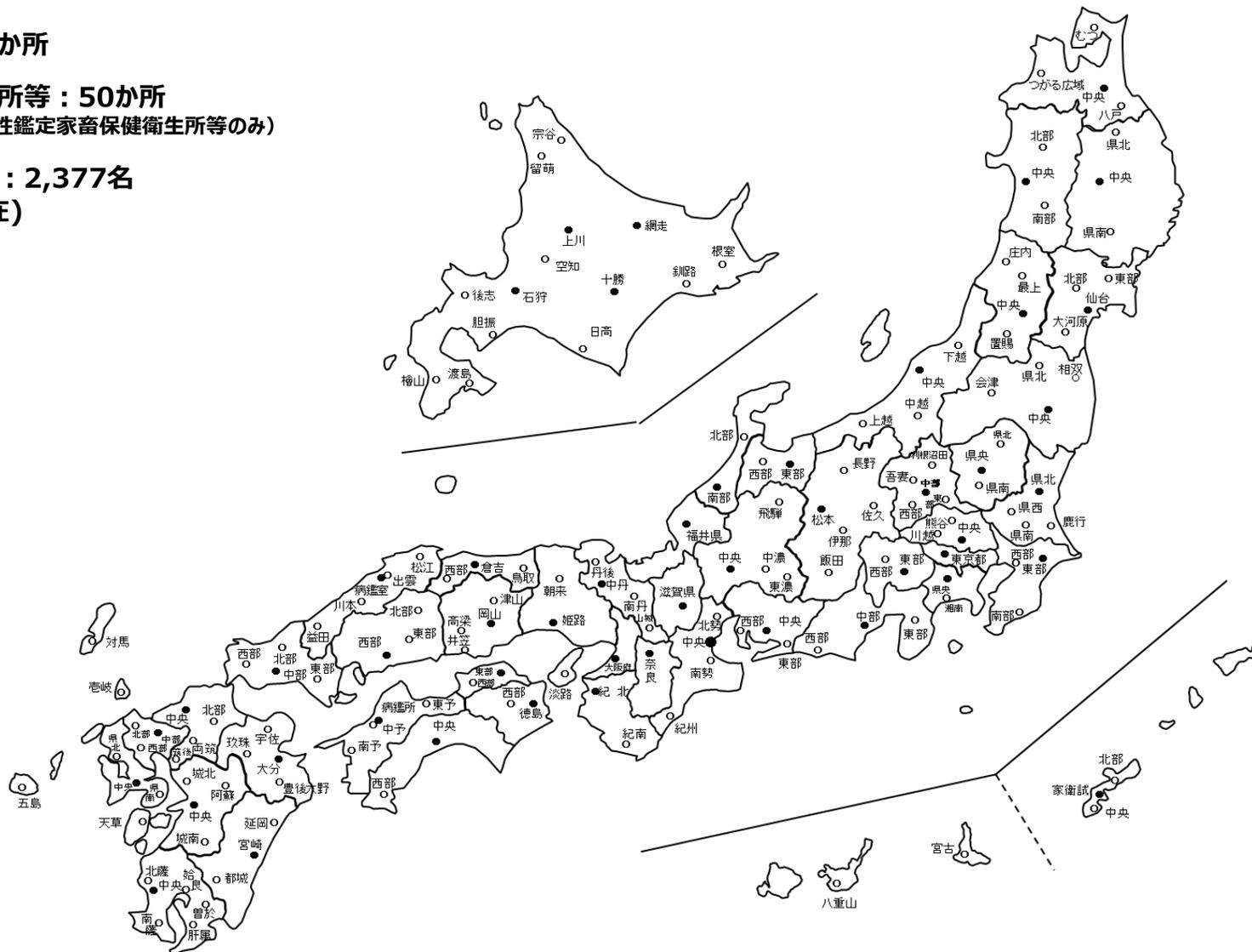
○タイヤ周りを含めた消毒の徹底

家畜保健衛生所等の設置状況

○ **家畜保健衛生所は、都道府県の機関として設置され、我が国の畜産振興のため、地域における家畜衛生の向上を担っており、家畜の伝染病予防に関する事務や、家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行っている。**

- **家畜保健衛生所：117か所**
- **病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所**
(各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ)

家畜保健衛生所獣医師：2,377名
(令和7年4月1日現在)



農場HACCP認証に向けた取組

- 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師など、**地域一体となった生産段階のHACCP手法導入**を推進。
- **農場指導員**（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を**養成**するとともに（H20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（H21年度～）。
- HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の**認証基準を公表**（H21年度）するとともに、**認証制度の構築**を推進。
- **民間での農場HACCPの認証手続きが開始**（H23年度～）。※民間認証機関は2団体（令和7年4月現在）。

農場HACCP認証に向けた取組

農場指導員 ※

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

衛生管理システムの構築

- ・方針、目標の明確化
- ・組織、役割の明確化
- ・生産工程の明確化、マニュアルの作成
- ・危害因子調査（サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等）
- ・危害要因分析（HA）
- ・必須管理点（CCP）の設定

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

農場HACCP認証を取得した畜産農家の声

- ・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
- ・作業の平準化が図られ、生産性が向上した



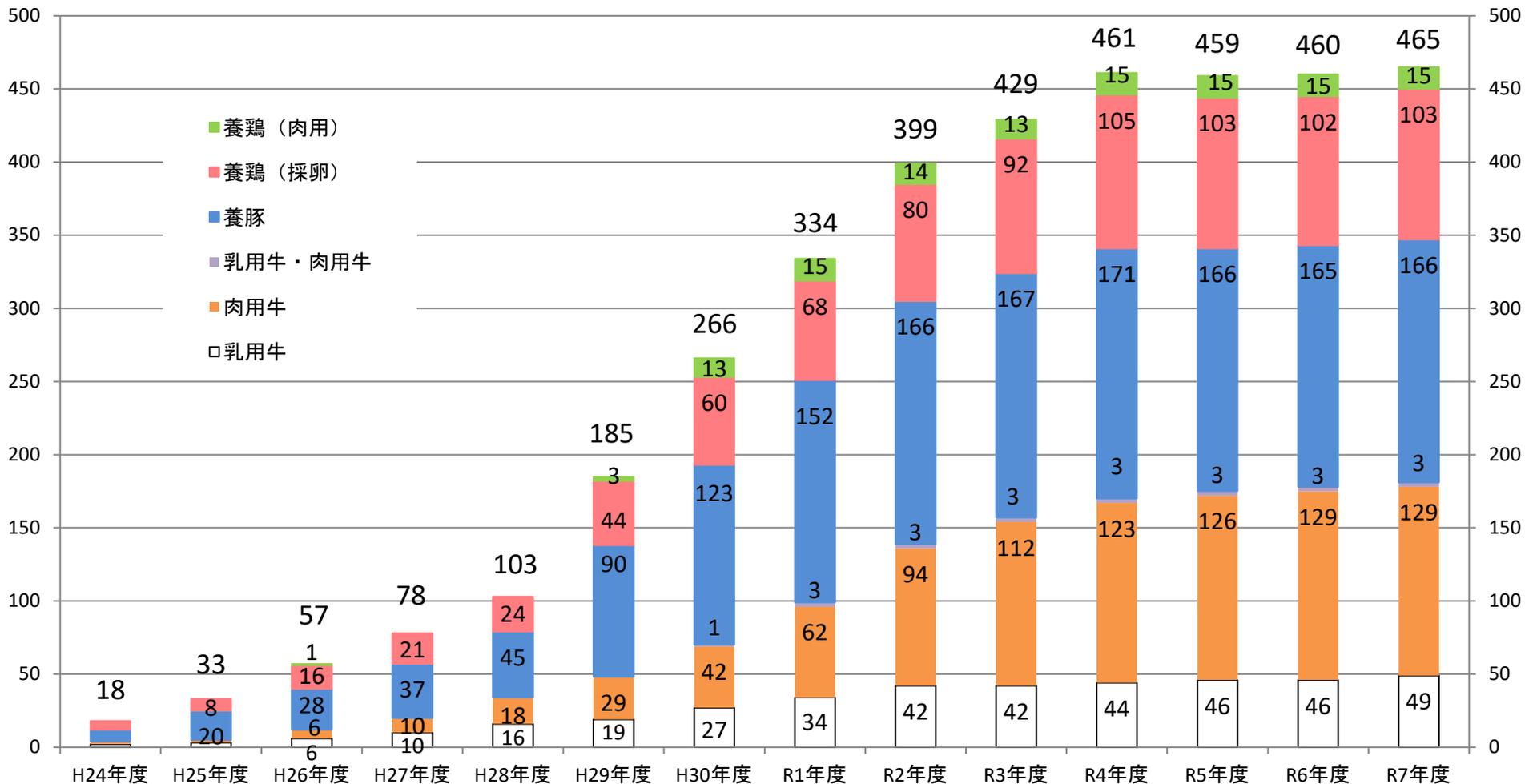
農場HACCP
認証マーク

消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証取得の推移

○ 農場HACCP認証を取得した農場数は、令和7年5月時点で465戸。



農場HACCP認証に関する最新の情報はこちら